

1. 障害者手帳

様々な福祉サービスを利用しやすくなる制度です。それぞれの障がいによって手帳は異なります。手帳取得の為に、市町村役場での申請が必要になります。交付後に、障がいの状態が変更になったり、県外へ引っ越ししたり氏名が変わった場合は「変更の申請」、手帳を紛失したり破損した場合は「再交付」が必要です。

1. 身体障害者手帳

窓口：各市町村保健福祉課

交付申請には、県知事の指定を受けた医師の診断書が必要です。

(手帳は、障がいの程度によって重い方から1～6級の区分があり、等級によって援助の内容が異なります。)

<必要な書類>

- 申請書 ●写真(たて4cm×よこ3cm、脱帽の上半身)
- 医師の診断書 ●印鑑

障害者手帳を申請するにはどうしたらいいのかな？



2. 療育手帳

知的障がい(児)者が福祉サービスを利用する時に必要な手帳です。

等級：A1・A2・B1・B2(重度の順) 事前に判定が必要です。

*18歳未満：大島児童相談所(2年毎に更新が必要) *18歳以上：知的障害者更生相談所

<必要な書類>

- 申請書 ●写真(たて4cm×よこ3cm、脱帽の上半身)
- 印鑑

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約(生活障害)がある方が対象です。本人の申請により交付されます。手帳を取得することで、様々な福祉サービスを利用することができます。

等級：1級・2級・3級(重度の順) 有効期限：2年間(更新手続きは3ヶ月前からできます)

<必要な書類>

- 申請書 ●写真(たて4cm×よこ3cm、脱帽の上半身) ●印鑑
- ①か②のどちらか
- ①医師の診断書
- ②年金証書の写し・直近の年金振込通知書の写し